

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。ただし、第七条の二第二項第二号及び第十九条の二第二項第二号の改正規定は、令和六年四月一日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
		(資本バッファードに係る普通株式等 Tier 1 資本の額)	(資本バッファードに係る普通株式等 Tier 1 資本の額)
第七条の二 「略」			
2	<p>前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行について は、第二条の二第一項の算式における資本バッファードに係る 普通株式等 Tier 1 資本の額は、第一号に掲げる額から第 二号に掲げる額を控除した額とする。ただし、第三条の規定 にかかわらず、第二号に掲げる額の算出に当たっては、銀行 TLAC告示第一条第九号に規定する国内処理対象銀行グル ープに含まれる子会社等に限り、連結の範囲に含めるものと する。</p>	2	<p>前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行について は、第二条の二第一項の算式における資本バッファードに係る 普通株式等 Tier 1 資本の額は、第一号に掲げる額から第 二号に掲げる額を控除した額とする。ただし、第三条の規定 にかかわらず、第二号に掲げる額の算出に当たっては、銀行 TLAC告示第一条第九号に規定する国内処理対象銀行グル ープに含まれる子会社等に限り、連結の範囲に含めるものと する。</p>
一	<p>「略」</p> <p>二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベース TLAC比率（銀行TLAC告示第一条第十号に規定す る最低所要リスク・アセットベースTLAC比率をいう。 第十九条の二第二項第二号において同じ。）から八パーセ ント（銀行TLAC告示第二条第二項の規定を適用する場 合にあっては、十一・五パーセント）を控除して得た比率 を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（ 当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） 零とする。）</p>	一	<p>「同上」</p> <p>二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベース TLAC比率（銀行TLAC告示第一条第十号に規定す る最低所要リスク・アセットベースTLAC比率をいう。 第十九条の二第二項第二号において同じ。）から八パーセ ント（銀行TLAC告示第二条第二項第一号の規定を適用 する場合にあっては十・五パーセント、同項第二号の規定 を適用する場合にあっては十一・五パーセントとする。） を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合 計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、 零とする。）</p>
「イ」ハ	<p>「略」</p>	「同上」	<p>「同上」</p>
（資本バッファードに係る普通株式等 Tier 1 資本の額）			

第十九条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行について

は、第十四条の二第一項の算式における資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 「略」

二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率から八パーセント（銀行TLAC告示第二条第二項）の規定を適用する場合にあつては、十一・五パーセント）を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合については、零とする。）

「イヽハ 略」

（金融機関向けエクスポートジャード）

第六十三条 「略」

〔2～6 略〕

7 標準的手法採用行は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。

一 「略」

二 次のイからタまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからタまでに定める要件を満たしていること。

第十九条の二 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率から八パーセント（銀行TLAC告示第二条第二項第一号）の規定を適用する場合にあつては、十・五パーセント、同項第二号の規定を適用する場合にあつては十・五パーセントとする。）を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

「イヽハ 同上」

（金融機関向けエクスポートジャード）

第六十三条 「同上」

〔2～6 同上〕

一 「同上」

二 「同上」

イ 国際統一基準行 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

〔略〕

(2) (1) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定めることに定める最低基準及び同告示第二条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定めること。

口 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の二に規定する国際統一基準行 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

〔略〕

(1) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第二条第一項に

イ 「同上」

〔略〕

(2) (1) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定めることに定める最低基準

口 「同上」

〔同上〕

(2) (1) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第二条に定める

以外の基準

「ハタ 略」

8 三 「ハタ 略」

第五項の規定にかかわらず、自己資本比率規制金融機関（前項第二号イからトまでのいづれかに該当するものに限る。）が、前項の規定によりそのグレード区分がAと判定される場合において、次の各号に掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、当該自己資本比率規制金融機関に対するエクスポートのリスク・ウェイトを三十パーントとすることができる。

一 國際統一基準行 第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率（第六号において「普通株式等T_ier 1比率」という。）が十四パーント以上であり、かつ、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率（第六号において「レバレッジ比率」という。）が五パーント以上であること。

二 前項第二号ロに規定する國際統一基準行 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己

一 國際統一基準行 第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率（第六号において「普通株式等T_ier 1比率」という。）が十四パーント以上であり、かつ、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率（同号において「レバレッジ比率」という。）が五パーント以上であること。

二 前項第二号ロに規定する國際統一基準行 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己

資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第一号の算式により得られる比率（第七号において「普通株式等 Tier 1 比率」という。）が十四パーセント以上であり、かつ、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし、それらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項の算式により得られる比率（第七号において「レバレッジ比率」という。）が五パーセント以上であること。

〔三〕七 略

標準的手法採用行は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関（第七項の規定によりそのグレード区分が A と判定されたもの及び同項第二号チからタまでに掲げるものを除く。）のグレード区分を B と判定するものとする。

一 「略」

二 次のイからトまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからトまでに定める要件を満たしていること。

イ 國際統一基準行 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 「略」

(2) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保

資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第一号の算式により得られる比率（第七号において「普通株式等 Tier 1 比率」という。）が十四パーセント以上であり、かつ、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし、それらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項の算式により得られる比率（同号において「レバレッジ比率」という。）が五パーセント以上であること。

〔三〕七 同上

〔同上〕

〔同上〕

一 「同上」 二 「同上」 イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保

有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

口

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の二に規定する国際統一基準行 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 「略」

(2) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項に定める最低基準

〔10 三
・ 「ハート 略」
11 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

口

「同上」

〔同上〕

(2) (1)

(2) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条に定める最低基準

〔10 三
・ 「ハート 同上」
11 同上〕